

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

該当箇所	意見
<p>(別紙1)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案） Ⅲ－４－７－５（１）（注２）①②</p>	<ul style="list-style-type: none">● 今回の監督指針改正の趣旨は、銀行業高度化等会社の業務の内容を変更する場合等において、「業務の大幅な変更がない等の場合に、新規の業務等を開始した後の報告で足りるとする運用に変更する」ことであると理解している。● こうした中、改正案において、事前に当局へ報告する必要がある「認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合」の目安として、日本標準産業分類に掲げる中分類の粒度を示していただいている。他方で、本改正後も、金融機関が保守的に解釈し、必ずしも必要がない場合であっても、事前に当局に報告するケースが想定される。● 今回の改正の実効性を高める観点から、「新規の業務等の開始の日から30日以内に当局に報告する」ことで足りる場合を金融機関が適切に判断できるよう、その判断をする際の留意点等を可能な範囲で示していただきたい。

以上